

横須賀市指定障害児通所支援等事業者等指導要綱

(総則)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定により障害児通所給付費対象サービス等を提供する指定障害児通所支援等事業者等に対する指導については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児支援給付等 法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、法第24条の2に規定する障害児入所給付費並びに法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給をいう。
- (2) 指定通所支援等 法第21条の5の3に規定する指定通所支援、法第24条の2第1項に規定する指定入所支援又は法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。
- (3) 指定障害児通所支援等事業者等 法第21条の5の22第1項に規定する指定障害児通所支援事業者であつた者等、法第24条の15第1項に規定する指定施設設置者等である者及び指定施設設置者等であつた者並びに第24条の34第1項に規定する指定障害児相談支援事業者であつた者等をいう。

(指導の基本方針)

第3条 指導は、指定障害児通所支援等事業者等に対し、法令等に定める指定通所支援等の取扱い、障害児支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知することとする。

(指導の方法)

第4条 指定障害児通所支援等事業者等に対する指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導 指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等の関係職員を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。
- (2) 運営指導 指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等の事業所又は施設において関係書類を閲覧し、関係職員との面談により実施する。

(指導対象の選定)

第5条 集団指導は、指定障害児通所支援等事業者等のうち、本市の区域内に事業所又は施設を有する者に対して行う。

2 運営指導は、次に掲げる指定障害児通所支援等事業者等に対して行うものとする。

(1) こども家庭庁が示す指導重点事項について不適切な取扱いが見受けられる者

(2) その他運営指導を行うことが適当と認められる者

(指導実施計画の策定)

第6条 市長は、指導の重点項目等及び実施対象、実施時期、実施方法等を定めた実施計画を毎年度作成するものとする。

2 市長は、実施計画の策定に当たっては、指定障害児通所支援等事業者等の事業の運営に支障のないよう必要な調整を行うものとする。

(運営指導の実施体制)

第7条 運営指導の実施体制は、民生局福祉こども部指導監査課の職員をもって編成するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(指導の事前準備等)

第8条 指導の実施にあたっては、対象となる指定障害児通所支援等事業者等に対し、根拠法令、目的、期日、場所、準備すべき資料等を記載した文書により事前に通知するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、指導開始時に当該文書を手渡すものとする。

2 運営指導の実施にあたっては、必要となる書類の提出を、事前に指定障害児通所支援等事業者等に求めることができる。

(指導結果の報告)

第9条 運営指導の実施にあたった職員は、運営指導終了後、速やかに指導結果について復命書を作成し、市長に報告するものとする。

(通知等)

第10条 市長は、指導結果について必要な検討を行い、当該指定障害児通所支援等事業者等の問題点の解消に必要な指導事項を決定し、その内容を具体的に書面により速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の通知内容について期限を付して報告を求めることができるものとする。

(記録等)

第11条 市長は、指定障害児通所支援等事業者等指導台帳を作成し、当該台帳

に指導の内容、結果等を記録し、及び保存するものとする。

（情報の提供）

第12条 市長は、指定障害児通所支援等事業者等に対して実施した指導の内容及び結果について必要があると認めるときは、神奈川県知事、関係する障害児支援給付等に係る費用の支給決定市町村長又は当該指定障害児通所支援等事業者等を指定している他の市町村長へその情報を提供するものとする。

（監査への変更）

第13条 市長は、運営指導中に次の状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに横須賀市指定障害児通所支援等事業者等監査要綱（令和4年4月1日制定）の規定に基づく監査を行うことができる。

（1）指定通所支援等の運営に関する基準について著しい違反があり、利用者の生命又は身体の安全に危害が及ぶおそれがあると認められる場合

（2）障害児支援給付等に係る費用の請求について、著しく不正な請求が認められる場合

（その他の事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。